

## 社会福祉法人すこやかこども福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すこやかこども福祉会(以下「当法人」という)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員並びに評議員選任・解任委員(以下「役員等」とする)の報酬について定めるものである。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、この規定に基づく役員報酬等は支給しない。

### (報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊費)を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議への出席等、その都度、支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成29年7月1日より適用する。

別表（役員等の報酬）

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円